

令和 2 年 度

定 期 監 査 集 録

財 政 援 助 団 体 監 査 集 録

工 事 監 査 集 録

瀬 戸 市 監 査 委 員

目 次

定期監査

1	行政管理部	行政課	1
2	地域振興部	ものづくり商業振興課	3
3	市民生活部	市民課	5
4	経営戦略部	政策推進課	8
5	市民生活部	環境課	11
6	教育部	学校教育課 小学校 (效範、水野、水南、長根小学校) 中学校 (幡山、水野中学校) 特別支援学校 (萩山・光陵)	13
7	議会事務局	議事課	15
8	地域振興部	まるっとミュージアム課	17
9	都市整備部	維持管理課	19
10	教育部	学校教育課	22
11	市民直轄組織	危機管理課	24
12	市民直轄組織	シティプロモーション課	26
13	教育部	教育政策課	28
14	健康福祉部	保育課 保育園 (水南、古瀬戸保育園)	30
15	健康福祉部	児童発達支援センター (のぞみ学園・発達支援室)	32
16	市民生活部	支所 (水野、幡山、品野支所)	34
17	地域振興部	文化課	38
18	市民生活部	生活安全課	41

財政援助団体監査

1	瀬戸市国際センター	43 (市長直轄組織 まちづくり協働課)
2	瀬戸市地域公共交通会議	44 (都市整備部 都市計画課)

工事監査

1	幡山南菱野線外1路線道路改良工事 (都市整備部 建築課)	46
---	------------------------------	----

監査報告書

- 第1 監査対象 行政管理部 行政課
- 第2 監査期間 令和2年8月3日から令和2年9月23日まで
- 第3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 財産管理事務
 - 4 庶務関係

第4 監査の実施内容

令和2年度において執行された令和2年6月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、次の指摘のとおり、改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 改善事項

(1) 財産管理事務

ア 備品管理

過年度の定期監査において指摘をしたところであるが、すでに廃棄された備品が備品台帳にそのまま登録されている状況が見受けられた。また、備品台帳の設置場所と実際の設置場所が相違している状況が見受けられた。

市の所有する備品は、市民の貴重な財産であることから、適切な備品管理を行うよう改善されたい。

(2) 庶務関係

ア 公印関係

公印について、台帳と一致しないものが多数あり、また保管場所が適切でないものが見受けられる。

公印は、公務上作成された文書に使用する印章で、その印影を押す

ことにより当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものであり、その扱いは慎重かつ正確である必要があるため、より適正な管理と運用に改善されたい。

2 注意事項

(1) 契約事務

ア 工事請負契約書（北庁舎3階鋼製間仕切改修工事）

(ア) 見積徴収通知で、「見積の無効に関する事項」及び「見積に関する注意事項」等の記載がない。

(イ) 請負業者から提出された書類で「社内検査日」と「手直し日」が「工事施工記録書」と「工事社内記録書」とでそれぞれ相違している。

イ 工事請負契約書（防火扉増設工事）

(ア) 請負業者から提出された「完了届」で完了年月日が異なっている。

(イ) 検査調書の「完了日」が異なっている。

ウ 業務委託契約書（庁舎空調設備等保守業務委託）

(ア) 検査調書で「契約金額」の総額が異なっている。

(イ) 検査調書で「検査員の意見」及び「手直し事項及びその措置」欄の記載がない。

エ 請書（新型コロナウイルスに関する給付金専用コールセンター等設置業務委託）

(ア) 見積書徴収伺いに「公印使用」欄の確認印がない。

(イ) 提出された見積書に「見積年月日」の記載がない。

オ 業務委託契約書 瀬戸市庁舎エレベーター保守業務委託

(ア) 見積徴収通知で、地方自治法や瀬戸市契約規則等順守の表示がない。

(イ) 見積予定価格の伺い決裁に起案日と決裁日の記載がない。

(2) 庶務関係

ア 現金出納員

(ア) 現金取扱員の任命決裁がない。

以上

監査報告書

- 第1 監査対象 地域振興部 ものづくり商業振興課
- 第2 監査期間 令和2年8月3日から令和2年9月23日まで
- 第3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 指定管理事務
 - 4 補助金等交付事務
 - 5 財産管理事務
 - 6 庶務関係

第4 監査の実施内容

令和2年度（補助金等交付事務については令和元年度を含む。）において執行された令和2年6月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、検討及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 検討事項

(1) 経理事務

ア 新世紀工芸館のコミュニティルーム利用料について、実態は喫茶の売り上げ実費相当額であるが、財務規則等に実費徴収する額及び手続等について規定したものがない。

イ 新世紀工芸館のガラス体験の利用料について、財務規則等に実費徴収する額及び手続等について規定したものがない。

ウ 染付工芸館の陶芸体験の利用料について、財務規則等に実費徴収する額及び手続等について規定したものがない。

以上については、一部、条例で実費相当額と定めているものもあるが、

今年度債権管理条例が施行されたこともあり、債権の根拠を明確にし、徴収額及び手続等に客観性を付与する扱いを検討されたい。

2 注意事項

(1) 契約事務

ア 業務委託契約書（せとまちツクリテセンターコーディネーター業務委託3件）

暴力団排除に関する契約約款がない。

イ 業務委託契約書（ノベルティ・こども創造館清掃業務委託）

見積通知書に「見積の無効に関する事項」、地方自治法、瀬戸市契約規則の順守に関する「見積に関する注意事項」の記載がない。

(2) 庶務関係

ア 新世紀工芸館専用市長印の管守者は、ものづくり商業振興課長であるのに、新世紀工芸館で保管している。

以 上

監査報告書

- 第1 監査対象 市民生活部 市民課
- 第2 監査期間 令和2年8月3日から令和2年9月23日まで
- 第3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 補助金等交付事務
 - 4 財産管理事務
 - 5 庶務関係

第4 監査の実施内容

令和2年度（補助金等交付事務については令和元年度を含む。）において執行された令和2年6月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、現地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 改善事項

(1) 契約事務

ア 業務委託契約書（令和2年度菱野団地市民サービスセンター自動扉開閉装置保守点検業務委託

契約書第5条において、契約を自動更新する条項が入っているが、地方自治法第232条の3で「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏付けのない契約において、いわゆる自動更新条項を設けることはできないこととなっているため改善されたい。

(2) 財産管理事務

ア 備品管理

過年度の定期監査において指摘をしたところであるが、備品台帳の設置場所と実際の設置場所が相違している状況が見受けられた。また、すでに廃棄された備品が備品台帳にそのまま登録されている状況が見受けられた。

市の所有する備品は、市民の貴重な財産であることから、適切な備品管理を行うよう改善されたい。

(3) 庶務関係

ア 公印関係

公印取扱総括部署にて保管されている公印台帳と、市民課に存在する公印の数が不一致となっている公印があった。

公印取扱総括部署とともに原因を究明し、適切な公印管理を行うよう改善されたい。

2 注意事項

(1) 契約事務

ア 業務委託契約書（電光掲示板、発券機保守業務委託）

(ア) 民法改正施行に伴い、契約約款の改正が必要であるが、その一部の支払遅延利息の条項が改正されていない。

(イ) 契約結果調書が書類として保存されているが、公表されていない。

(ウ) 随意契約であるが、見積提出依頼文書に入札保証金免除の記載がある。

イ 賃貸借契約書（特設会場用個人番号カード交付事務機器賃貸借契約（長期継続契約））

契約書に定められた、相手方から受領することとなっている書類を受領していない。

(2) 庶務関係

ア 会計年度任用職員関係

(ア) 報酬支給額計算で、欠勤計算の際に通勤費の減額がされていないため、過大支給となっているもの。

(イ) 勤務実績報告書に記載されている、超過勤務時間数の表示と計算上の時間数が異なっているもの。

(ウ) 有給休暇日数を繰り越す場合、時間単位で行うこととなっているが、分単位で繰り越しているもの。

(エ) 休暇簿の有給休暇消化日数実績欄が空欄となっているため、次年度への有給休暇の繰越日数の把握が困難となっている。

イ その他

行政手続条例に基づき管轄する処分事務の一覧や処分事務の基準を記載した個票が作成され、情報公開されているが、法令の改正により廃止された処分事務が従前のまま公開されている。

監 査 報 告 書

第 1 監査対象 経営戦略部 政策推進課

第 2 監査期間 令和 2 年 9 月 1 日から令和 2 年 1 0 月 2 2 日まで

第 3 監査項目

- 1 経理事務
- 2 契約事務
- 3 財産管理事務
- 4 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 2 年度において執行された令和 2 年 7 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 契約事務

ア 工事請負契約書（東明町地内側溝蓋設置工事）

見積通知書に「見積の無効に関する事項」、地方自治法、瀬戸市契約規則の順守に関する「見積に関する注意事項」の記載がない。

イ 業務委託契約書（小学校跡地浄化槽維持管理業務委託）

見積通知書に、地方自治法、瀬戸市契約規則の順守に関する記載がない。

ウ 業務委託契約書（小学校跡地警備業務委託）

(7) 見積通知書に、地方自治法、瀬戸市契約規則の順守に関する記載がない。

(4) 業務委託契約書の「契約の解除について」の条項が、民法の改正に伴う変更がなされていない。

エ 業務委託契約書（市有地環境整備業務委託1）
見積通知書に、地方自治法、瀬戸市契約規則の順守に関する記載がない。

オ 業務委託契約書（市有地環境整備業務委託2）
見積通知書に、地方自治法、瀬戸市契約規則の順守に関する記載がない。

(2) 財産管理事務

- ア 備品が見当たらないもの
- | | |
|------------|--------|
| 0000004289 | 電子黒板 |
| 0000004747 | ビデオデッキ |
| 0000102579 | パネル |
| 0000102580 | パネル |
| 0000102581 | パネル |
| 0000102582 | パネル |
| 0000102583 | パネル |
| 0000102584 | パネル |
| 0000102585 | パネル |
| 0000102586 | パネル |
| 0000102587 | パネル |
| 0000102588 | パネル |
| 0000102589 | パネル |
| 0000102590 | パネル |
| 0000004135 | 水屋戸棚 |
| 0000004136 | 引違書庫 |
| 0000004137 | 両開書庫 |
| 0000008627 | カウンター |
- イ 設置場所が異なっているもの。
- | | |
|------------|-----|
| 0000104753 | 事務机 |
| 0000104754 | 事務机 |
| 0000104755 | 事務机 |

抽出した備品についてだけでも、備品の所管替えや廃棄処分の登録処理がされていないケースが多く見られたので、今一度、整理されたい。

(3) 庶務関係

- ア 出納員関係
出納員証が作成されていない。
- イ 会計年度任用職員関係

新規採用のため、有給休暇が付与されていない時期に時間休を取得している。

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 市民生活部 環境課
- 第 2 監査期間 令和 2 年 9 月 1 日から令和 2 年 1 0 月 2 2 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 補助金等交付事務
 - 4 財産管理事務
 - 5 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 2 年度（補助金等交付事務については令和元年度を含む。）において執行された令和 2 年 7 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 経理事務

ア 支出負担行為決議書

決裁権者の押印がないもの。

(2) 契約事務

ア 業務委託契約書（資源リサイクルセンター資源物受入及び清掃業務委託）

(ア) 見積徴収依頼で、予算議決の定例会の開催年が誤っている。

(イ) 見積徴収依頼に地方自治法や瀬戸市契約規則等の順守の表示がない。

イ 業務委託契約書（びん・缶・ペットボトル収集運搬等業務委託

(H29-33 長期継続契約)、廃棄物総合管理システ

ム業務委託（H28-R2 長期継続契約）

変更契約結果調書の公表対象案件であるが公表されていない。

ウ 業務委託契約書（びん処理業務委託）

契約結果調書の予定価格の表示（単価）が誤っている。

(3) 庶務関係

ア 会計年度任用職員関係

勤務実績報告書に記載されている支給割合が異なっているもの。

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象** 效範小学校、水野小学校、水南小学校、長根小学校
幡山中学校、水野中学校、特別支援学校（萩山・光陵）
- 第 2 監査期間** 令和 2 年 1 0 月 1 日から令和 2 年 1 1 月 2 5 日まで
- 第 3 監査項目**
- 1 経理事務
 - 2 財産管理事務
 - 3 公印管理事務
 - 4 劇物・薬品類保管状況
 - 5 防災対策
 - 6 防犯対策
 - 7 設備安全点検

第 4 監査の実施内容

令和 2 年度において執行された令和 2 年 8 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、財産管理事務及び劇物・薬品類の保管状況については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 改善事項

(1) 防災対策

消防から自動火災報知設備の改善の指示が昨年度と一昨年度の 2 回あったが、水野小学校で改善されていなかったもので、早急に設備を改修されたい。

昨年度の学校監査においても、同様の指摘事項を報告したところである。消防設備は、火災が発生した際、人命に関わる極めて重要な設備であることから、今一度、全校を対象に同様の改善指示がないか確認し、適切に対応されたい。

2 注意事項

(1) 財産管理事務

ア 設置場所が異なるもの（特別支援学校・光陵）

2 1 1 発電機

3 4 大型テレビ

イ 市の備品シールが二つ貼付しており、一つは無関係な物品番号のものであった。（長根小学校）

1 0 4 9 7 0 遠隔教育システム

(2) 公印管理事務

ア 職務代理人印の公印台帳の看守者が教頭であるところ、事務長となっている。（特別支援学校）

イ 職務代理人印の公印台帳に、看守者が現在継続中であるのに、期間の終期に日付の記入がある。（水野中学校）

ウ 改刻前の旧校長印、旧職務代理人印が保管されている。（效範小学校）

(3) 劇物・薬物管理状況

ア 硝酸カリウムの台帳が存在しない。（幡山中学校）

イ アンモニアの台帳が存在しない。（水野中学校）

ウ メチルアルコールの保管場所が施錠されていない。（效範小学校）

(4) 防災対策

ア 消防計画第5条に防火管理委員会を年度当初に定例会を開催することになっているが、開催されていない。（特別支援学校）

イ 消防計画別表5緊急連絡者一覧表に、「瀬戸特別支援学校防火管理者」とあるが、防火管理者は萩山小学校に配置があるので、「防火管理者」の記載は誤り。

ウ 学校経営案「6 施設・設備（3）防火・防災、警備に関する組織及び計画 ア防火・防災組織」の「教頭（防火管理者）」は「萩山小・光陵中の教頭（防火管理者）」の誤り。

エ 防火管理者は選任されているが、消防法第8条第2項の消防への届け出がされていない。（水南小学校）

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 議会事務局 議事課
- 第 2 監査期間 令和 2 年 1 0 月 1 日から令和 2 年 1 1 月 2 5 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 補助金等交付事務
 - 4 財産管理事務
 - 5 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 2 年度において執行された令和 2 年 8 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 契約事務

ア 業務委託契約書（情報番組制作放送業務）

(ア) 民法改正施行に伴い、契約約款の改正が必要であるが、改正されていない。

(イ) 契約書に暴力団排除等に係る条項がない。

イ 使用許諾契約書（映像配信システム、会議録検索システム）

契約約款に契約規則第 3 0 条第 3 項に基づく違約金条項が無い。

ウ 請書（会議用設備等保守点検業務委託）

仕様書を含め複数枚にわたる請書であるが、契印が押印されていない。

(2) 財産管理事務

ア 備品管理

- (7) 備品登録されているが備品が見当たらないもの。
物品番号 1803 マラント PMD-580
D&Mメモリーレコーダ
- (4) 設置場所の表示が実際の設置場所と異なっているもの。
物品番号 8042 ローズ板目ツキ板（甲板）会議用テーブル
（第2委員会室）
物品番号 3156 ローズ板目ツキ板（甲板・木口）会議用テーブル
（第2委員会室）
物品番号 102628 会議システム OFDM 変調器（HDEC3MD）
- (7) 備品シール等による管理がされていないもの。
物品番号 1641 コクヨ S-M3355T 引違保管庫
物品番号 1845 ソニー BM-76、FS-85
テープレコーダーセット
- (3) 庶務関係
- ア 公印関係
公印台帳の管守者名が更新されていない。
- イ 会計年度任用職員関係
任用通知書に記載されている報酬月額が実際の報酬月額と異なっている。

以上

監査報告書

- 第1 監査対象 地域振興部 まるっとミュージアム課
- 第2 監査期間 令和2年11月2日から令和2年12月22日まで
- 第3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 指定管理事務
 - 4 補助金等交付事務
 - 5 財産管理事務
 - 6 庶務関係

第4 監査の実施内容

令和2年度（補助金等交付事務については令和元年度を含む。）において執行された令和2年9月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 改善事項

(1) 契約事務

ア 業務委託契約書（定光寺・岩屋堂公園管理業務委託）

- (ア) 契約約款第38条の2で、法改正前の独占禁止法の条項が引用されている。
- (イ) 契約約款第38条の2第5号で、刑法の第96条の6が第96条の3と記載されている。
- (ロ) 契約約款第42条の2第2項第1号で、独占禁止法の第7条の2第7項が第7条の2第6項と記載されている。

イ 業務委託契約書（東海自然歩道管理委託）

- (ア) 契約約款に契約規則第30条第3項に基づく違約金条項がない。

(i) 契約約款に暴力団排除に係る条項がない。

以上については、平成30年度の定期監査の際に、注意事項として指摘したところである。契約担当部署で作成している標準契約約款を参考にし、契約を締結するごとに常に新しい契約約款を使用するよう改善されたい。

2 注意事項

(1) 契約事務

ア 工事請負契約書（国定公園内浄化槽修繕工事）

(7) 見積依頼書に、地方自治法、瀬戸市契約規則等の順守に関する条項の記載がない。

(i) 約款の様式が古く、民法改正に適応したものとなっていない。

イ 工事請負契約書（定光寺観光道路路肩修繕工事）

見積依頼書に、見積に関する注意事項の記載がない。

ウ 業務委託契約書（せと・まるっとミュージアム観光協会推進アクションプラン2021～2025 策定業務委託）

見積依頼書に、地方自治法、瀬戸市契約規則等の順守に関する条項の記載がない。

(2) 財産管理事務

ア 設置場所が異なるもの

013435 会議机（4階倉庫）

014529 会議机（多目的ホール）

イ 目視できるところに、シール等による表示が確認できない

100141～100156 ロッカー16台

以 上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 都市整備部 維持管理課
- 第 2 監査期間 令和 2 年 1 1 月 2 日から令和 2 年 1 2 月 2 2 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 指定管理事務
 - 4 補助金等交付事務
 - 5 財産管理事務
 - 6 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 2 年度において執行された令和 2 年 9 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、指定管理事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 改善事項

(1) 経理事務

ア 督促状（農業使用料）

非強制徴収公債権である農業使用料の占用料の督促状で、行政手続条例に基づく行政処分事務の基準等を記載した個票が作成されておらず、公表されていなかった。

再度関係法令等の確認を行い、行政救済制度総括部署及び債権管理総括部署と連携し、適切な事務を執り行うよう改善されたい。

イ 催告状（道路橋りょう使用料・河川使用料・農業使用料）

催告状に、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に規定されている教

示がなされていた。

催告の法的性格は、督促状とは異なり、民法の規定に基づくものであることから、行政処分にはあたらないため当該教示については記載することができないものと思われる。

前記督促状とあわせ、再度関係法令等の確認を行い、行政救済制度総括部署及び債権管理総括部署と連携し、適切な事務を執り行うよう改善されたい。

令和2年4月1日から債権管理条例が施行されたことに伴い、債権管理事務の見直しを行われているようであるが、より適正かつ効率的に債権管理を行うことができるよう、債権管理の総括部署と密に連携し、債権管理事務の見直しに尽力されたい。

(2) 契約事務

ア 契約事務については、一昨年度から契約制度総括部署から通知等により注意喚起がなされてきたものであるが、一部の契約事務において次のとおり不適切な事項が見受けられた。

今回抽出監査した契約事務以外についても、再度、関係例規及び契約制度総括部署への確認を行った上、適正な事務を執り行うよう改善されたい。

- (ア) 施行伺いが、入札参加者指名審査委員会の審査前に決裁されている。
- (イ) 民法改正施行に伴い、契約約款の改正が必要であるが、改正されていない。
- (ウ) 履行遅延違約金の規定が瀬戸市契約規則の規定と異なっている。
- (エ) 契約約款に契約規則第30条第3項に基づく違約金条項が無い。
- (オ) 瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領に定められた契約結果調書の公表がされていない。
- (カ) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約であるが、随意契約事前公表調書及び随意契約事後公表調書が公表されていない。
- (キ) 請書に記載された、瀬戸市工事施行規則の名称が誤っている。
- (ク) 請書に、市の規則に存在しない規則の名称が記載されている。

2 注意事項

(1) 財産管理事務

ア 備品管理

前回定期監査時の指摘以降、改善はされているが、次のとおり未だ

一部の備品について、管理の不備が見受けられた。

今回対象とした備品以外についても、再度確認を行い、適切な備品管理を行われたい。

- (ア) 備品シール等による管理がされていないもの。
物品番号 1420 プラス 57-260 パソコン用デスク
- (イ) 備品登録されているが備品が見当たらないもの。
物品番号 1716 内田洋行 1-333-4148 食器棚
- (ウ) 設置場所の表示が実際の設置場所と異なっているもの。
物品番号 2164 NIKON AZ-1 オートレベル
物品番号 7087 UC-2-60 溝蓋開閉運搬機
- (エ) 所管換え手続きが漏れているもの。
物品番号 101195 A4モノクロ複合機MF6780DW
(FAX用)
物品番号 1517 TOA WA-1713CD
ワイヤレスアンプ

以上

監査報告書

- 第1 監査対象 教育部 学校教育課
- 第2 監査期間 令和2年11月2日から令和2年12月22日まで
- 第3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 指定管理事務
 - 4 補助金等交付事務
 - 5 財産管理事務
 - 6 庶務関係

第4 監査の実施内容

令和2年度（補助金等交付事務については令和元年度を含む。）において執行された令和2年9月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、検討及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 検討事項

(1) 債権管理事務

債権管理の視点として、漫然と放置することにより消滅時効を成立させることなく、適切な時期に督促を行い、債務承認による時効の更新をするなど債権の保全に努めることが重要である。

平成29年4月からの給食費の公会計化を受け、瀬戸市債権管理条例及び瀬戸市債権管理マニュアルに従って、市として債権管理の視点を取り入れた未納対応のマニュアル作成を検討されたい。

2 注意事項

(1) 契約事務

ア 一昨年度から契約制度総括部署から通知等により注意喚起がなされてきたものであるが、一部の契約事務において不適切な事項が見受けられた。

今回抽出した契約事務以外についても、再度、関係例規及び契約制度総括部署への確認を行った上、適正な事務を執り行うよう改善されたい。

- (ア) 契約書に不要な収入印紙が貼付してある。
- (イ) 契約約款に契約規則第30条第3項に基づく違約金及び談合その他不正に係る条項がない。
- (ウ) 入札通知で公印が押されていない。
- (エ) 入札執行予定調書・契約結果調書の公表対象案件であるが公表されていない。
- (オ) 見積及び入札通知に地方自治法や瀬戸市契約規則等の順守の表示がない。
- (カ) 見積徴収通知書に「注意事項」の記載がない。
- (キ) 民法改正施行に伴い、契約約款の改正が必要であるが、改正されていない。
- (ク) 契約書の品名が見積依頼時の名称と異なっている。
- (ケ) プロポーザルの結果通知の決裁が下りる前及び選考通知送付の前に採用された業者に見積依頼通知を発送している。

(2) 補助金交付事務

補助金申請書に文書受付印が押されているものの、実際には文書受付がされていない。

(3) 財産管理事務

ア 備品管理

過年度の定期監査において注意をしたところであるが、備品台帳のシール等による管理がされていない状況が見受けられた。また、すでに移管された備品や備品台帳にそのまま登録されている状況が見受けられた。

市の所有する備品は、市民の貴重な財産であることから、適切な備品管理を行うよう改善されたい。

(4) 庶務関係

ア 公印関係

公印台帳の管守者名が更新されていない。

以上

監査報告書

- 第1 監査対象 市長直轄組織 危機管理課
- 第2 監査期間 令和2年12月1日から令和3年1月21日まで
- 第3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 補助金等交付事務
 - 4 財産管理事務
 - 5 庶務関係

第4 監査の実施内容

令和2年度において執行された令和2年10月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、検討及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 検討事項

備品の管理について、前回の定期監査において指摘をしたところであるが、備品台帳上の設置場所の表示が実際の設置場所と異なっているものや、備品シール等による管理がされていないものが散見された。

当該部署における備品の性質上、通常の備品管理の方法が困難であるならば、備品台帳の番号にも関連付けをした財産管理の台帳を別途作成する等、持続的に適切な備品管理を実施できる方法につき検討し、実施されたい。

2 注意事項

(1) 経理事務

- ア 支出負担行為決議書
 決裁権者の決裁印がないもの。

(2) 契約事務

- ア 事業施行契約書（瀬戸市防災行政無線（移動系）デジタル化更新整備）
 - ㊦ 完了検査調書に記載された契約締結日と事業施行期間が誤っている。
 - ㊧ 契約約款に、「甲」「乙」の表記がなされているが、契約書上に定義がなされていないため、発注者と受注者でどちらの権利義務が取り決められているのか特定が困難となっている。
- イ 請書（せと市民防災塾運営業務委託）
 見積徴収通知に記載された文書の記号番号が誤っている。

(3) 庶務関係

- ア 公印関係
 附属機関の公印使用の際に、公印使用承認の手続きがなされていない。
- イ 会計年度任用職員関係
 勤務実績報告書に記載されている超過勤務時間数の表示と、計算上の時間数が異なっているもの。

以上

監査報告書

- 第1 監査対象 市長直轄組織 シティプロモーション課
- 第2 監査期間 令和2年12月1日から令和3年1月21日まで
- 第3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 補助金等交付事務
 - 4 財産管理事務
 - 5 庶務関係

第4 監査の実施内容

令和2年度（補助金等交付事務については令和元年度を含む。）において執行された令和2年10月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて、実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 経理事務

広報せと広告掲載事務

要綱には、広告掲載できないものとして、暴力団排除の条項があるが、審査表の審査項目に記載がない。

(2) 契約事務

ア 業務委託契約書（シティプロモーション Web サイト運用業務委託）

(イ) 随意契約であるのに、施行伺いの入札保証金欄に免除、理由の記載がある。

(ロ) 見積依頼書の様式が古く、見積に関する注意事項の記載がない。

イ 業務委託契約書（コミュニティ FM 行政情報番組制作業務委託）

見積依頼書に、地方自治法、瀬戸市契約規則等の順守に関する条項の記載がない。

ウ 業務委託契約書（ケーブルテレビ行政情報番組制作業務委託）
見積依頼書に、地方自治法、瀬戸市契約規則等の順守に関する条項の記載がない。

エ 業務委託契約書（広報配達業務委託）
施行伺いが起案されていない。

オ 業務委託契約書（広報せとおよび市が必要と認める文書配送業務委託）
(7) 施行伺いの執行方法欄に指名競争入札とした理由の記載がない。
(4) 施行伺いの入札保証金免除の理由の記載がない。

(3) 庶務関係

ア 出納員証
出納員証が作成されていない。

イ 出納補助員
出納補助員の決裁がとられていない。

以 上

監査報告書

- 第1 監査対象 教育部 教育政策課
- 第2 監査期間 令和2年12月1日から令和3年1月21日まで
- 第3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 補助金等交付事務
 - 4 財産管理事務
 - 5 庶務関係

第4 監査の実施内容

令和2年度（補助金等交付事務については令和元年度を含む。）において執行された令和2年10月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 契約事務

ア 契約事務については、一昨年度から契約制度総括部署から通知等により注意喚起がなされてきたものであるが、一部の契約事務において次のとおり不適切な事項が見受けられた。

今回抽出監査した契約事務以外についても、再度、関係例規及び契約制度総括部署への確認を行った上、適正な事務を執り行うよう改善されたい。

(ア) 見積徴収施行決議書で公印使用欄の印がない。

(イ) 見積徴収通知書の様式が古く、「見積の無効に関する事項」に見積年月日のもれた見積書の表示及び「見積に関する注意事項」に地方自治法や瀬戸市契約規則等の順守の表示がない。

- (ウ) 契約書の契約保証金に関する事項に記載がない。
- (エ) 契約約款が行政課の提示する標準契約約款を満たしてない。(談合その他不正に係る条項、契約規則第 30 条第 3 項に規定する違約金条項がない。)
- (オ) 民法改正施行に伴い、契約約款の改正が必要であるが、改正されていない。
- (カ) 瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領に定められた契約結果調書の公表がされていない。
- (キ) 見積依頼書及び入札予定価格の見積書提出(徴収)日の日付が誤っている。

(2) 財産管理事務

ア 備品管理

- (ア) 設置場所の表示が実際の設置場所と異なっているもの。
 - 物品番号 880 水屋戸棚
 - 物品番号 102140 (株)イトーキ パーテーション

(3) 庶務関係

ア 公印関係

- 図書館長の公印台帳の管守者が更新されていない。

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 水南保育園、古瀬戸保育園
所管課 健康福祉部保育課
- 第 2 監査期間 令和 3 年 1 月 4 日から令和 3 年 2 月 2 5 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 財産管理事務
 - 3 庶務関係
 - 4 防災・防犯対策
 - 5 施設（遊具）安全点検

第 4 監査の実施内容

令和 2 年度において執行された令和 2 年 1 1 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 改善事項

(1) 経理事務

ア 3 歳から 5 歳児までの給食費について、督促状及び催告状（納付書も含む）の種目名表示

昨年度の検討事項に、令和元年 1 0 月からの保育無償化に伴い、3 歳から 5 歳児については、「保育料（副食費を保育料の一部として徴収）」の徴収（＝公債権）から「給食費（主食費+副食費）」の徴収（＝私債権）となったが、督促状及び催告状（納付書も含む）の様式において、種目が「保育料」と記載されていること、また、督促状には私債権は対象とならない、行政不服審査法に基づく「不服がある場合には審査請求をすることができる」旨の教示文が記載されていることについて、指摘があった。

指摘以降、システムの費用の見積依頼や、手作業で作成するリスク等の検討はされているものの、以前と変更のない様式で現在も送付している状況であるため、予算の確保を含め、行政課、財政課及び情報政策課等に確認を行い、今後も引き続き正しく表示するように修正し、適正な事務を執り行うよう改善されたい。

イ 災害給付金

災害給付金が保育課から保育園に令和元年7月25日付で園に振り込まれている。保護者への支払いが令和3年1月29日となりかなり時間が経過している。今後、遅滞なく保護者に給付金が支払われる体制となるよう改善されたい。(水南保育園)

2 注意事項

(1) 経理事務

ア 調定決議書

保育課作成の職員等駐車場使用料の納付書の納期限が、駐車する月の末日となっていない。また月末までに納付されていないもの。

(2) 庶務関係

ア 会計年度任用職員

- (ア) 勤務実績報告書に記載されている超過勤務時間数の表示と、計算上の時間数が異なっているもの。(水南保育園・古瀬戸保育園)
- (イ) 欠勤記録簿で、主任保育士及び園長の押印のないもの。(古瀬戸保育園)
- (ウ) 欠勤記録簿で、欠勤した分単位の端数を時間に繰り上げて記録しているもの。(古瀬戸保育園)
- (エ) 給与計算で、欠勤時間数を誤って記載し、給与支給しているもの。(古瀬戸保育園)
- (オ) 時間外勤務命令票で園長印の押印のないもの。(古瀬戸保育園)

以上

監 査 報 告 書

第 1 監査対象 健康福祉部 児童発達支援センター（のぞみ学園・発達支援室）

第 2 監査期間 令和 3 年 1 月 4 日から令和 3 年 2 月 2 5 日まで

第 3 監査項目

- 1 経理事務
- 2 契約事務
- 3 財産管理事務
- 4 庶務関係
- 5 防災・防犯対策
- 6 施設（遊具）安全点検

第 4 監査の実施内容

令和 2 年度において執行された令和 2 年 1 1 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 改善事項

(1) 契約事務

ア 業務委託契約書（障害児相談支援・特定相談支援事業業務委託）
見積徴収依頼に地方自治法や瀬戸市契約規則等の順守の表示がない。

2 注意事項

(1) 経理事務

ア 調定決議書

専門スタッフの給食代で、要綱には、「6 月ごとに徴収する」とあるが、9 月末までに喫食した分の一部について、納付書が作成されておらず、徴収されていないもの。（のぞみ学園）

(2) 契約事務

ア 業務委託契約書（作業療法等の実施に関する業務委託）（のぞみ学園）

(ア) 民法改正施行に伴い、契約約款の改正が必要であるが、改正されていない。

イ 業務委託契約書（瀬戸市発達障害支援業務委託）（発達支援室）

(ア) 見積徴収通知書に「無効に関する事項」及び「注意事項」の記載がない。

(イ) 検査員が任命されていない。

ウ 業務委託契約書（瀬戸市発達支援室警備業務委託）（発達支援室）

(ア) 見積徴収施行伺いで、見積依頼文の添付がない。

(イ) 契約締結伺いで、契約書（案）について「別添のとおり」とあるが、別添がない。

(3) 財産管理事務

ア 備品管理

備品シール等による管理がされていないもの。（のぞみ学園）

物品番号 002003 マット 学研 生地ナイロン中身ウレタンクッション

物品番号 002004 トランポリン・トランピング・ジャンピングマスセット

(4) 庶務関係

ア 会計年度任用職員関係

(ア) 休暇簿で、決裁権者（センター長）の押印がない。（発達支援室）

(イ) 時間外手当で、超過勤務命令票に記載の時間外手当が支給されていない。（発達支援室）

(ウ) 時間外(超過)勤務命令票で、決裁権者（センター長）の押印がない。（発達支援室）

(5) 防災対策

ア 消防用設備等（火災報知設備）点検結果報告書

防火対象名の施設名称及び用途が、旧対象物（深川保育園）で報告されている。（発達支援室）

以上

監査報告書

第1 監査対象 市民生活部 水野支所

第2 監査期間 令和3年1月4日から令和3年2月25日まで

第3 監査項目

- 1 経理事務
- 2 契約事務
- 3 財産管理事務
- 4 庶務関係

第4 監査の実施内容

令和2年度において執行された令和2年11月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 経理事務

ア 歳入関係

市税等収納金日計表と当日末現在の現金等管理表で、金額が不一致となっているもの。

以上

監 査 報 告 書

- 第 1 監査対象 市民生活部 幡山支所
- 第 2 監査期間 令和 3 年 1 月 4 日から令和 3 年 2 月 2 5 日まで
- 第 3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 財産管理事務
 - 4 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 2 年度において執行された令和 2 年 1 1 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 契約事務

ア 工事請負契約書（幡山支所トイレ改修工事）

(ア) 契約書に、当該工事と関係の無い他工事の設計書が入った状態で契約が締結されている。

(イ) 見積徴収通知に、見積の無効に関する事項及び地方自治法や瀬戸市契約規則の順守等に関する注意事項の記載がない。

(2) 財産管理事務

ア 備品管理

(ア) 備品シール等による管理がされていないもの。

物品番号 1223 カウンター型 DN 6 6 1-2 1

キャビネット

物品番号 1221 雑誌架 1 8 0 0 × 9 0 0

(イ) 備品登録されているが備品が見当たらないもの。

物品番号 1229 ナカバヤシ（株）

(3) 庶務関係

ア 会計年度任用職員関係

- (ア) 実績報告書と休暇簿で、時間有給の時間数が不一致となっているもの。
- (イ) 実績報告書と超過勤務命令票で、時間外勤務時間の時間数が不一致となっているもの。

以上

監 査 報 告 書

第 1 監査対象 市民生活部 品野支所

第 2 監査期間 令和 3 年 1 月 4 日から令和 3 年 2 月 2 5 日まで

第 3 監査項目

- 1 経理事務
- 2 契約事務
- 3 財産管理事務
- 4 庶務関係

第 4 監査の実施内容

令和 2 年度において執行された令和 2 年 1 1 月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正に執行されていると認められた。

以上

監査報告書

- 第1 監査対象 地域振興部 文化課
- 第2 監査期間 令和3年2月1日から令和3年3月25日まで
- 第3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 指定管理事務
 - 4 補助金等交付事務
 - 5 財産管理事務
 - 6 庶務関係

第4 監査の実施内容

令和2年度（補助金等交付事務については令和元年度を含む。）において執行された令和2年12月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、指定管理事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) 経理事務

ア 職員等駐車場使用料で調定決議書起案日が当月ではなく、また使用月の末日までに納入されていないもの。

(2) 契約事務

ア 契約事務については、一昨年度から契約制度総括部署から通知等により注意喚起がなされてきたものであるが、一部の契約事務において次のとおり不適切な事項が見受けられた。

今回抽出監査した契約事務以外についても、再度、関係例規及び契約制度総括部署への確認を行った上、適正な事務を執り行われたい。

- (ア) 施行伺いで随意契約であるが、入札保証金欄に免除の記載がある。
- (イ) 見積徴収通知書に「無効に関する事項」及び「注意事項」の記載がない。
- (ウ) 契約書で契約保証が「免除」ではなく、「なし」と記載され、また免除の根拠となる条項の記載がない。
- (エ) 契約書で契約締結者欄に契約者「瀬戸市」の記載がない。
- (オ) 契約結果調書の公表対象案件であるが、公表がされていない。
- (カ) 契約結果調書公表の起案及び公表で、随意契約時の選定理由欄に「別紙のとおり」とあるが、別紙がない。
- (キ) 入札・見積依頼通知で地方自治法や瀬戸市契約規則等の順守の表示がない。
- (ク) 契約約款が行政課の提示する標準契約約款を満たしていない。
- (ケ) 民法改正に伴い、契約約款の改正が必要であるが、改正されていない。
- (コ) 見積徴収施行決議書に施行日が記載されておらず、通知にも送付日の記載がない。
- (サ) 見積依頼通知で送付の文書受付がされておらず、通知の文書番号が空白で記載がない。
- (シ) 施行伺いで長期継続契約の決裁区分は、契約期間全体の総額により判断されるが、決裁が部長及び合議先の財政課まで回議されていない。
- (ス) 見積依頼書及び契約書で長期継続契約の場合は「予算議決前の契約による契約の変更又は解除があり得る」という注意事項の記載及び条項が必要だが記載がない。
- (セ) 契約書には「前払い」と記載があるが、仕様書には「後払い」と異なった記載がある。
- (ソ) 契約書で契約年度終了後の自動更新の条項が規定されている。
- (タ) 未契約の賃料分も含んだ支出負担行為決議書が作成されている。

(3) 財産管理事務

ア 備品管理

現在、美術品を始めとした備品を整理・確認中とのことではあるが、次のとおり備品台帳の設置場所と実際の設置場所が今だ相違している状況が見受けられた。また、すでに廃棄された備品が備品台帳にそのまま登録されている状況等が見受けられた。

今回対象とした備品以外についても、設置場所の入力を含め、再度確認を行い、適切な備品管理を行われたい。

- (ア) 設置場所の表示が実際の設置場所と異なっているもの。

物品番号 4629 会議机 ホートク会議卓子DKテーブル
物品番号 4682 演壇 米梅
物品番号 10153 展示台 免震台 エーエス
物品番号 7496 陳列台・ウィンドケース ショーケース
物品番号 10046 その他調理器具 食器洗浄機 JWE-5800UA
物品番号 6504 オーバーヘッドプロジェクター
物品番号 7546 テープレコーダー ステレオマスター
物品番号 7586 モギリ台
物品番号 6556 松羽目
物品番号 5872 フォグスモークマシーン
物品番号 12421 スポットライト

(イ) 所管換えの手続きが漏れているもの

物品番号 5810 絵画 ナザレの丘

(ウ) 廃棄手続きが漏れているもの

物品番号 5548 エアコン SHY-63PA 壁掛型

物品番号 4469 エアコン ビーバーSRK-402

物品番号 1406 カメラ ニコンF70D

(4) 補助金関係

ア 瀬戸市文化財保存事業補助金 (令和2年度)

補助金に対する事業完了届の受領の決裁がとられていない。

(5) 庶務関係

ア 出納員等関係

瀬戸蔵ミュージアム入館料及び刊行物等売払代金の領収書で、徴収委託業者名で作成し、その印を押すべきところ、文化課長の出納印が押されている。

以上

監査報告書

- 第1 監査対象 市民生活部 生活安全課
- 第2 監査期間 令和3年2月1日から令和3年3月25日まで
- 第3 監査項目
- 1 経理事務
 - 2 契約事務
 - 3 補助金等交付事務
 - 4 財産管理事務
 - 5 庶務関係

第4 監査の実施内容

令和2年度において執行された令和2年12月末日までの事務について、関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じて実地調査及び関係職員から内容の説明を聴取し、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務については抽出を行い、これらの事務事業が法令等に基づき、合理的かつ効率的に執行されているかを主眼に監査を実施した。

第5 監査結果

所管の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、改善及び注意すべき事項が見受けられたので、今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 改善事項

(1) 経理事務

ア 債権管理事務

非強制徴収公債権である春雨墓苑環境整備料の督促状で、行政不服審査法等にて定められている教示文の表記がなされていなかった。

また、春雨墓苑環境整備料のほか、私債権である市営住宅使用料についても、時効の更新に係る事務等が行われておらず、時効の管理が適切に行われていない状況が見受けられた。

再度関係法令等の確認を行い、行政救済制度総括部署及び債権管理総括部署と連携し、適切な事務を執り行うよう改善されたい。

2 注意事項

(1) 契約事務

- ア 業務委託契約書（春雨墓苑清掃・花屑処理業務委託）
予定価格書に市長名の記載がない。
- イ 業務委託契約書（斎苑施設警備業務委託）
民法改正施行に伴い、契約約款の改正が必要であるが、改正されていない。
- ウ 工事請負契約書（電話設備更新工事）
見積徴収通知に、見積の無効に関する事項及び地方自治法や瀬戸市契約規則の順守等に関する注意事項の記載がない。
- エ 業務委託契約書（屋内消火栓配管修理）
見積徴収通知に、見積の無効に関する事項及び地方自治法や瀬戸市契約規則の順守等に関する注意事項の記載がない。

(2) 補助金等交付事務

- ア 木造市営住宅の移転協力金関係
保存されている市営住宅賃貸借契約書で、貸渡人である市長の氏名が記載されていないもの。

(3) 財産管理事務

- ア 備品管理
 - (ア) 備品シール等による管理がされていないもの。
物品番号 100616 通信設備
 - (イ) 備品登録されているが備品が見当たらないもの。
物品番号 777 キヤノン J 1 H X ワープロ【斎苑】
物品番号 9936 ナショナル TH-2 8 W G 3 0 テレビ【斎苑】
 - (ウ) 設置場所の表示が実際の設置場所と異なっているもの。
物品番号 105068 背張ひじ掛回転椅子
KF-4 3 6 G B-T 1 T 1

(4) 庶務関係

- ア 公印関係
公印規則の管守者と、公印台帳の管守者が異なっているもの。

以上

監 査 報 告 書

第 1 監査対象

財政援助団体 瀬戸市国際センター
所 管 課 市長直轄組織 まちづくり協働課

第 2 監査期間 令和 2 年 9 月 1 日から令和 2 年 1 0 月 2 2 日まで

第 3 監査項目 1 補助金等に係る出納その他の事務

第 4 監査の実施内容

令和元年度及び令和 2 年度において執行された令和 2 年 7 月末日までの補助金等に係る出納その他の事務について、所管課及び財政援助団体の双方から関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じ、関係職員から内容の説明を聴取し、その対象事務が適正かつ効率的に執行されているか、また、所管課の財政援助団体に対する監督指導が適正に行われているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

補助金等に係る出納その他の事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、注意すべき事項が見受けられたので、適切に処理するとともに今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 注意事項

(1) まちづくり協働課

ア 市からの補助金交付等に関する一連の事務

支出負担行為決議書に決裁権者の決裁印がない。(令和 2 年度)

(2) 瀬戸市国際センター

ア 団体から各会員団体等への補助金支出に関する一連の事務

団体の補助事業要綱において、各会員団体等の代表者は、補助金交付申請の際に市町村税を滞納していないことの証明書類を添付することとなっているが添付されておらず、団体において納付状況の確認を行わないまま団体補助金の交付を行っている。(令和元年度・2 年度)

イ 団体運営関係事務

理事長印を改刻しているが、改刻前の旧理事長印が廃棄されていない。

以上

監 査 報 告 書

第 1 監査対象

財政援助団体 瀬戸市地域公共交通会議
所 管 課 都市整備部都市計画課

第 2 監査期間 令和 3 年 1 月 4 日から令和 3 年 2 月 2 5 日まで

第 3 監査項目 1 補助金等に係る出納その他の事務

第 4 監査の実施内容

令和元年度及び令和 2 年度において執行された令和 2 年 1 1 月末日までの補助金等に係る出納その他の事務について、所管課及び財政援助団体の双方から関係する諸帳簿、支払証拠書類等の提出を求めるとともに、必要に応じ、関係職員から内容の説明を聴取し、その対象事務が適正かつ効率的に執行されているか、また、所管課の財政援助団体に対する監督指導が適正に行われているかを主眼に監査を実施した。

第 5 監査結果

補助金等に係る出納その他の事務の執行及び事務事業の執行について監査した結果、おおむね適正と認められたが、次の指摘のとおり、検討及び注意すべき事項が見受けられたので、適切に処理するとともに今後の事務執行に当たっては、これらに充分留意されたい。

1 検討事項

(1) 都市計画課

ア 瀬戸市地域公共交通会議は、市における公共交通のあり方について協議を行うことが大きな使命であることから、経路、ダイヤの協議及び検討するのは公共交通会議、事業を執行するのは市とする整理を検討されたい。

イ 預金通帳の届出印が、出納員の個人印となっている。預金口座の出入金が容易にできる個人印は避け、規程等により出納員の印を規定するなどして、リスク回避できる運用を検討されたい。

2 注意事項

(1) 瀬戸市地域公共交通会議

ア 団体運営関係事務

(ア) 令和元年度瀬戸市地域公共交通会議の決算の承認された際に、市長への報告がされていない。

(イ) 瀬戸市地域公共交通会議事務局規程に、会長職務代理者印の規程がない。

- (ウ) 市内基幹バス運行事業補助金交付要綱には、補助対象事業者は、補助対象期間の開始前に補助対象路線に係る経常費用及び経常収益の概算額を交通会議の会長に届出しなければならないとされているが、令和元年度の届出がなされていない。
- (エ) 市内基幹バス運行事業補助金交付要綱には、補助金額は千円未満の端数は切り捨てることになっているが、令和元年度分の補助金額が切り捨てられていない。
- (オ) 菱野団地「住民バス」運行事業負担金要綱には、負担金の額は、対象経費から補助対象年度の前々年度の瀬戸市コミュニティバス試行運転事業の収支率を乗じた額を差し引いた額としているが、令和元年度、令和２年度ともに収支率が誤って計算されている。
- (カ) 菱野団地「住民バス」運行事業負担金要綱には、負担金の額は、千円未満は切り捨てることになっているが、令和元年度、令和２年度分の額が千円以下を切り捨てている。
- (キ) 収入調書が作成されていない。(令和元年度、令和２年度)
- (ク) 決裁区分が誤っている。(令和元年度５件、令和２年度２件)

以上

令和2年度 工事監査報告書

第1 監査対象

幡中南菱野線外1路線道路改良工事

第2 監査期間

令和2年10月1日から令和2年11月25日まで

第3 監査の実施内容

工事が契約書、設計図書、関係法令等に基づき適正に施工されているかについて、関係書類を審査するとともに現地調査を実施し、工所用資材及び施工監理状態についても検査確認を行った。

なお、この監査に当たっては、工事の専門的・技術的観点を主眼として、公益社団法人大阪技術振興協会の協力を得て実施した。

第4 工事の概要

1 場所

瀬戸市幡中町外地内

2 目的

(仮)新デジタルリサーチパーク構想地区及び南が丘運動広場へ人や車が安心・安全にアクセスできるような道路の整備を行うもの。

3 工事内容

工事延長 L=360m

土工 V=5,600m³

ボックスカルバート工B1500×H1200~1800 L=116.9m

排水工 L=764m

集水柵工 N=20箇所

舗装工 A=5,982m²

4 請負業者

(1) 工事請負業者

中部建設株式会社

(2) 設計委託会社

株式会社 中部テック

※管理委託会社はなし

5 契約金額

当初 157,850,000 円 (税込) 変更 179,598,100 円 (税込)

6 工事期間

令和2年5月13日から令和3年3月29日まで

- 7 進捗状況 令和2年9月末日現在
計画出来高 35.7% 実施出来高 34.1% 【変更計画より 1.6%遅れ】

第5 監査の結果

本工事は、おおむね良好な施工状態と認められた。

ただし、次の指摘のとおり、一部不適切な部分が見受けられたので、適切な処理をされたい。

- 1 工事現場において、BOX布設部 鉄板敷両端に手すり等がない。
- 2 現場内の安全通路が明確にされていない。
- 3 現場内の産業廃棄物保管について、見やすい箇所に必要な事項（産業廃棄物の種類、管理者等）を表示した掲示板を設けていない。
- 4 現場が道路と接する箇所に「関係者以外立入禁止」表示がされていない。
- 5 電工ドラムの使用について、屋内型と屋外型の仕分けが徹底されていない。
- 6 「総合評価の結果及び落札者の決定について」の伺いの起案文書において、「事後審査型一般競争入札」と記載があるが、正しくは「制限付き一般競争入札」である。

以 上